

● 説明会での主なご質問をご紹介します ●

質問：拡幅部分にかかる土地は、いつまでに引き渡せばよいのですか。

回答：平成27～28年度に、みなさんの土地や建物の調査を行い、補償額を算定します。その後、みなさんと補償内容等について協議を行ったのち、契約となります。契約後一定期間の間に道路にかかる部分の塀や建物などを撤去して頂くことになり、目安としては、平成28年度末までに、区に土地を引き渡していただきます。

質問：アパートを所有していますが、入居者への対応はどうすればよいですか。

回答：補償内容については、入居者に対しても板橋区が協議を行います。アパート所有者と入居者は、原則として同時契約となるため、契約締結の際に、アパート所有者から入居者に対して、退室等の対応をお願いしていただくこともあります。退室のスケジュール等については、アパート所有者と入居者との補償内容の協議の中でつめていきます。

質問：門扉等の移設に関する補償金は、いつ支払われるのですか。

回答：契約をしていただいた後に、まずは補償金の約8割をお支払いいたします。その後、門扉等を撤去していただき、更地になったことが確認できましたら、残金をお支払いいたします。

質問：拡幅部分に建物の一部がかかった場合、建物全体が補償の対象になるのですか。

回答：それぞれの建物により状況が異なりますので、土地や建物の調査により、補償内容を決定します。そのため、建物全体ではなく、拡幅部分にかかる範囲のみの補償となる場合もあります。

質問：現在の権利者が相続等により変更となった場合は、どのようになるのですか。

回答：区は、権利者が明確でない場合、補償契約を行うことができませんので、相続登記等を行っていただき、新たに権利者となった方と契約することになります。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



大谷ロー一丁目周辺地区

不燃化特区

瓦版

主要生活道路沿道に
土地や建物をお持ちのみなさんへ

平成27年2月

主要生活道路沿道
ミニニュース③

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

用地取得に関する説明会を開催しました 『幅杭設置にご協力ください』

日頃から、大谷口のまちづくりにご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成27年1月28日（水）、主要生活道路（先行地区）沿道に土地や建物をお持ちの方を対象とした『主要生活道路（先行地区）用地取得に関する説明会』を開催しました。

説明会では、決定した主要生活道路（先行地区）の拡幅道路線形や整備に向けた事業スケジュール、また用地を買取らせていただくための補償契約の概要等についてご説明いたしました。

平成27年3月末までに、みなさんの敷地にどの程度拡幅面積がかかるのか測量調査を行うとともに、敷地内に立ち入った上で、拡幅の位置を示すための杭などを打つ作業を行いますので、ご協力をお願いいたします。

平成27年6月頃からは、用地を買取らせていただくための手続きを進めていきます。

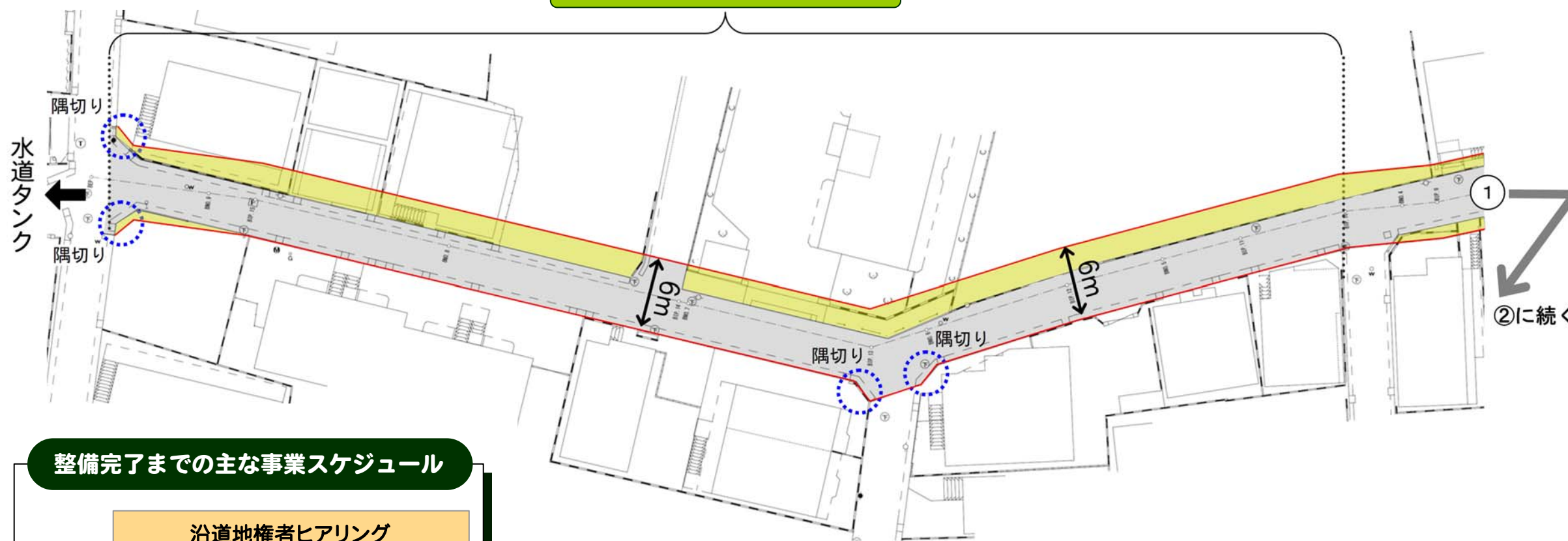


説明会当日の様子



● 主要生活道路（先行地区）の拡幅道路線形の概要

主に東側に2m拡幅する区間

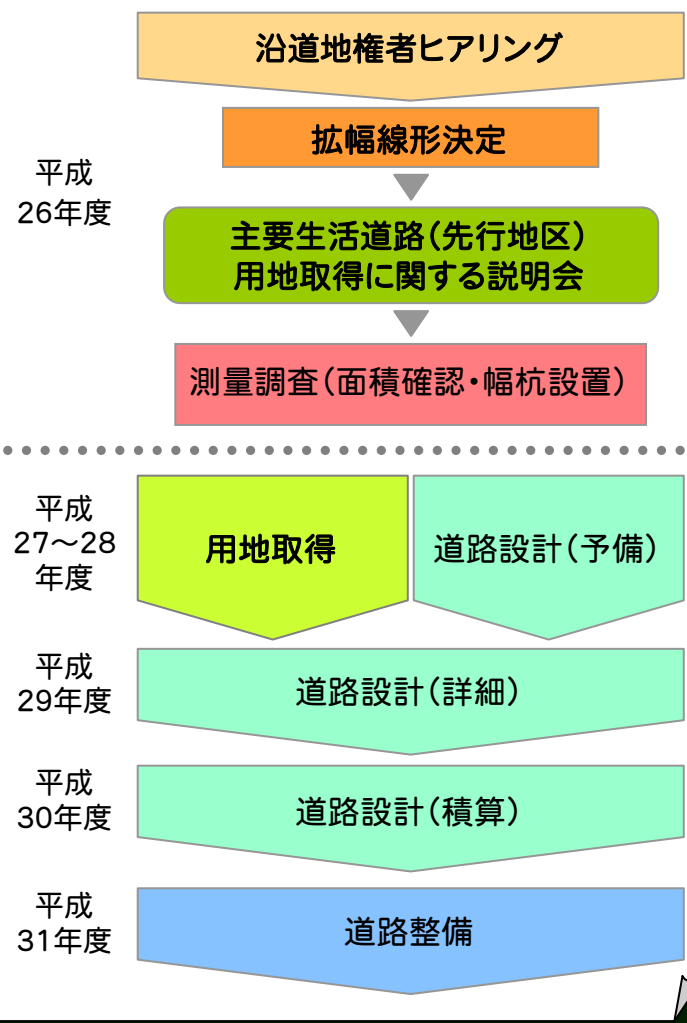


主要生活道路(先行地区) 拡幅整備の概要

- ・道路延長：約 190m
- ・拡幅整備後の道路幅員：6m

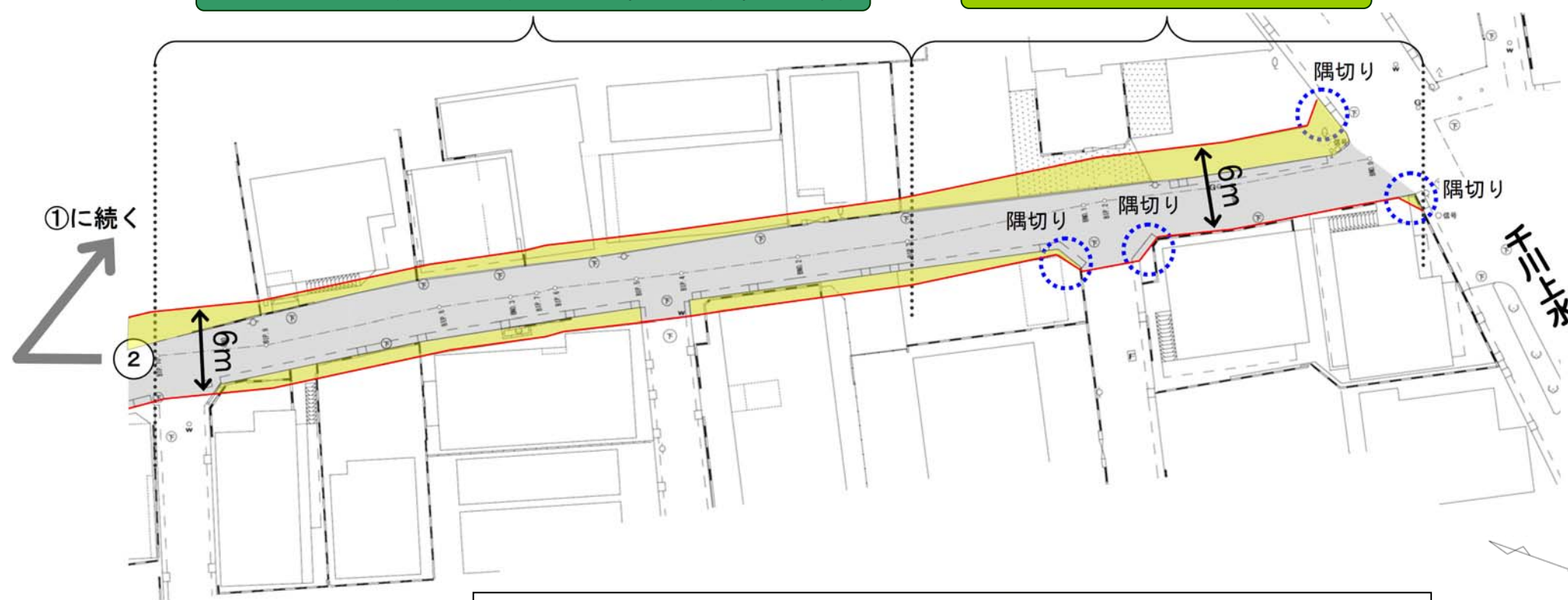
：拡幅部分

整備完了までの主な事業スケジュール



主に道路中心線から両側に1mずつ拡幅する区間

主に東側に2m拡幅する区間



※拡幅線形の建物や塀等への影響は、これから実施する測量調査により明らかになります。上の図で、影響が無いように見えても、建物や工作物に道路線形があたる場合があります。